

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)」へ質問

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(平成14年12月11日)」への質問

番号	項	質問	委員	回答
全体にわたっての質問				
質-1	全体 (審議の前提条件)	<p>2001年2月1日の淀川水系流域委員会設立会において河川管理者から「新しい河川整備の計画制度」として説明のありました資料によりますと、河川整備計画の前提となるものとして河川整備基本方針があり、その決定・公表のあと河川整備計画の原案作成に入るといふ時系列が図示されています。河川整備計画原案の審議においては、流域委員会の提言のみならず河川整備基本方針とも整合する議論が必要と考えます。</p> <p>したがって、淀川水系に関する河川整備基本方針の内容について、とりあえず概要についてでも結構ですから、委員にお教え下さることが必要ではないでしょうか。河川管理者のお答えをいただきたいと思ひます。</p>	畚野	<p>より地域の実情を踏まえた河川整備基本方針となるためにも、早い段階で河川整備のあり方について学識経験者や地域の意見を頂くことが、淀川水系のような近畿地方の基幹をなし、また、上下流、本支川間のバランス問題や多様な地域特性等が複雑に絡み合っている水系では、必要不可欠と考えています。</p> <p>従って、河川整備計画の方向性がある程度煮詰まった時点で、それを考慮した上で河川整備基本方針が策定される予定です。</p> <p>(別添資料.1)</p>
質-2	全体	<p>「～見直しを検討する」(例えば4章河川整備の方針の4.2.2水位(p.6、4行目)という場合、見直すかどうか、見直し自体の検討か、見直す内容そのものを検討するのか。</p>	尾藤	<p>「<u>運用の見直しを検討する</u>」 「<u>運用を検討する</u>」に修文します。</p>
質-3	全体	<p>検討という言葉の意味合いについて 検討という言葉の意味することが、個々の事例ごとにもう少し具体的にわかるように記す必要があると思ひますが、そうされないのでしょうか？</p> <p>&lt;理由&gt; 順応的ということをとられたわけではないと思いますが、「検討」ということばが多用されているように思ひます。しかし、残念ながら検討とただ書くだけでは、順応的とはいえないと考えます。すなわち、検討した結果、どのような条件が満たされれば実行するか、を明示することが、望ましいと思ひます。これは提言においてダムについて、「*****」のときに実行する、と述べたことと同様と理解していただければよいと思ひます。必ずしも個々の事業について書く必要はないですが、将来行われた決断が現段階で約束されたある規準をみたしたものであることを判断できるだけの情報を、なんらかの形で記すべきと考えます。規準自身もがちがちのものである必要はありませんが、未来の判断に方向性を与える程度のものであればよいと思ひます。</p>	原田	<p>検討内容、検討の仕方については、今後、説明します。</p>
質-4	全体	<p>必要コストの明示 整備計画およびその原案におおよそのコストを明示されるお積もりはないでしょうか？</p> <p>&lt;理由&gt; 整備計画について考えるうえで、必要なコストに関する情報が必要と思ひます。コストだけが事業間のトレードオフを縛るものでは有りませんが、一方で1億円の事業と10億円の事業が同じようなコストがかかるものと誤解されて議論が行われるようでも困ると思ひます。できるだけ多くのものについて、コストを明示していただくべきと思ひます(たとえば、10億から20億、といった漠然としたものでけっこうです)。</p>	原田	<p>事業費については、その事業の妥当性に対し意見を戴く過程のなかで、投資効果などによる必要性、進捗のめど、コスト縮減や代替案などの可能性と併せて、具体的に提示します。</p>

番号	項	質問	委員	回答
質-5	全体	<p>年次をまたがった予算の新設            未来永劫に渡ってつかえる予算の新設を記されるおつもりはないでしょうか？</p> <p>&lt;理由&gt;            川の管理のための仕事は、5年10年で終わる仕事だけでなく、未来永劫にわたって必要な仕事がいっぱいあると思います。たとえば、大型のダムに魚道を設置することが非現実的であることを考えれば、ダムで遡上を阻害されているアユをダムの下でとりあげて上流へ放流するということは重要だと思えますが、そのような「自然の力の代わりにするような」仕事にいつまでも安心して使えるような予算が必要であると思えます。そのような予算の必要性については従来の河川整備計画とはなじまないものかもしれませんが、現実には計画としても重要なものと思えます。</p>	原田	<p>河川整備計画には今後の河川整備に必要と考えられる事業を位置付けます。これを実行する為に予算の確保に努力します。事業の執行については、長期に渡って継続して実施する必要があるものも存在すると思えます。しかしながら、その執行に伴って必要となる予算については、必要性、必要額等が社会情勢、経済状況、事業の進捗等によってその都度（毎年）国会の議決を経て決定されます。尚、事業執行の効率性や、予算規模等からやむを得ず複数年に渡って予算が担保される国庫債務負担行為という制度はあります。</p>
質-6	全体	<p>補償のありかたの転換            開発にともなう補償のありかたについて、記されるお積もりはないですか？</p> <p>&lt;理由&gt;            開発に伴うこれまでの補償のありかたについての見直しが重要であろうと考えます。漁協への補償に疑問をもたれる方がおられることは、御存知と思えます。噂レベルのものもありますが、ダムができるようになったら、突然組合員が増えたり、放流量を増やしたりした等。一方で、補償する側にも問題があったのではないかと思わせることもあります。たとえば、過去において、上流部にダムを造る際に下流の漁協に補償が行われなかったことがあること。補償額算定時に用いられる利子率が8%であると聞きますが、これは現在の低金利時代にそぐわなくなっているようにも思われること。放流すれば、魚は旧に復する、という現実的でない仮定のもとで補償がおこなわれたこともあろうと思えます。</p> <p>このような補償のありかたは転換されるべきと考えます。</p> <p>概念的には、未来永劫にわたって川を守り続けるのに適したやりかたで補償を行う方向に転換する必要があると思えます。たとえば、河川環境を旧に復する努力が及ばないために、やむをえず放流するための資金の形で補償を行うとしたときには、「国土交通省が毎年****尾の放流をする」という補償の形にした方が、漁協に一時にお金を渡して放流を行ってもらおうというよりよいように思います。後者の場合、現在のように利子が低くなれば、たとえきっちり元本が残されていても予定通りの放流ができなくなります。このようなソフトウェア的な部分の転換も整備計画に明記することが望ましいと考えますがいかがでしょうか？</p>	原田	<p>損失の補償は、原則として金銭をもってするものと定めています。それ以外の方法については、個別の事例毎に判断します。</p>
質-7	全体	<p>5.2.1 河川形状(p.5)、5.2.2 水位(p.6)など、具体的な施策を行う地点について、地図上に落としていただけないでしょうか。</p> <p>&lt;理由&gt;            地名を知らない人が理解できなかつたり、知っていてもどこを指しているか人によって解釈が異なることが生じることを避けるために。</p>	村上	作成します。

番号	項	質問	委員	回答
質-8	全体	「琵琶湖・淀川水質管理協議会」(p.3:5.1.2、p.7:5.2.4)「洪水被害ポテンシャル低減方策協議会」(p.12:5.3.1(1)2)「総合治水対策協議会」(p.13:5.3.1(1)1)などがあっていますが、水質は、流域の影響が大きいし、治水も今後は流域での対応をもっと進めてほしい。いろいろ作る協議会どうしが連携していけるのか、流域へ踏みこんでいけるのか、教えてください。	細川	関係省庁、自治体等と連携は、事前に周到な調整を図り、その中で明らかになった問題点や課題等も含めて、各事業のチェックを行う機能を有する流域委員会に報告致します。また、広く一般にも公開して、地域住民にその連携施策の妥当性を判断してもらうことを考えています。このような方法を採用すれば、連携施策が膠着化するような事態が発生した場合は、どこにその原因があるのかが明らかになりますから、必然的に連携にむけての改善や強化が図られるのではと考えています。
質-9	全体	p.1 7行目～10行目「はじめに」、5章「具体の整備内容」の全体について「実施」「検討」「見直し」の言葉の示す中身について、特に、具体的施策の中で「検討」とされたものについて、緊急性の度合いや、実施に向けての可能性にかなり幅があると思いますが、「検討」とされたものについても、すみやかな実施に向けての検討、と理解して良いものがあるならば示していただけませんか。	山本	事業費については、その事業の妥当性に対し意見を戴く過程のなかで、投資効果などによる必要性、進捗のめど、コスト縮減や代替案などの可能性と併せて、具体的に提示します。
はじめに、河川整備の基本的な考え方 (p.1～2)				
はじめに				
質-10	p.1	20～30年の期間内で流域委員会を存続させるということでしょうか。	田中 (真)	「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続」としています。この「計画の進捗チェック」は、年1回は定期的開催が必要と考えています。その他にも、流域委員会が必要と認められた時や、河川管理者の要請によっても随時開催が可能なものと考えています。

番号	項	質問	委員	回答
質-11	p.1 8行目	「『検討』、『見直し』と記述した施策は、今後検討・見直しを行い、実施段階になった時点」というのは整備局側の決定事項ということでしょうか。	田中 (真)	流域委員会、関係自治体、関係住民の意見を聴いてから実施の判断を行います。
3. 河川整備の基本的な考え方				
質-12	p.2 5行目 ~7行目 22行目	河川の利用については、利用者の理解を得ながら、「河川環境の保全を基本とした利用の促進」と「河川環境を損なう利用の是正」を図る。とありますが、p.23、p.24、特に p.24 の第5章 具体の整備内容としては、河川敷利用について地域毎に河川利用委員会（仮称）を設置し、個々の案件毎に判断される、とあります。個々の案件毎に関係者、住民が話し合い、合意形成するメリットとともに、関係者の利害調整だけに終わる危惧、地域特性の名のもとで、流域全体の環境保全の基本的な考え方が反映されにくい面もあると思います。何かお考えはあるのでしょうか、おたずねしたいと思います。	山本	河川利用委員会（仮称）の各分野における委員の構成に配慮します。 また、最終的には整備計画に定める基本的な考え方に基づき河川管理者が判断します。
質-13	p.2 15行目	「狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る」場合、具体的にどのようなオプションがあるのでしょうか。ダム、遊水地等。 <理由> 具体的なイメージの共有が必要であると考えため。	村上	ご指摘にもあるダム、遊水地等を含めて複数のケースが考えられますが、今後検討を進める中で複数の代替案を具体的に説明させていただきたいと考えています。
計画策定(p.3)				
質-14		4.1.3(p.3、10行目) 5.1.2(p.3、6行目)「情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携」の関係団体とはどのような団体か	寺川	特定していません。
4.1 計画策定、実施のあり方				
4.1.1 対象範囲				
4.1.2 対象期間				
4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携				
5.1 計画策定・推進				
5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織				
5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携				
質-15	p.3 14行目	具体の整備内容として、琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）や洪水被害ポテンシャル低減方策協議会（仮称）などの設置により、連携や調整を図る、とありますが、さまざまな組織を新設されるならば、河川管理者と個々の協議会等の相互方向だけでなく、ネットワークあるいは荻野委員がおっしゃっていたような淀川オーソリティーのようなものが必要ではないかと思うのですが、どのようにイメージしておられるのでしょうか。 個別のジャンルに対応して協議会を作っても、役割・責任は明確になっても、流域全体としてのビジョンを持っているのは管理者だけ、ということになりかねないのではないのでしょうか。	山本	<p>このようなイメージです</p> <p>このように感じられる</p>

番号	項	質問	委員	回答
河川環境(p.4～10)				
2.1	河川環境(現状の課題)			
4.2	河川環境(河川整備の方針)			
5.2	河川環境(具体の整備内容)			
河川環境(河川形状)				
2.1.1	河川形状(現状の課題)			
4.2.1	河川形状(河川整備の方針)			
5.2.1	河川形状(具体の整備内容)			
(2)横断方向の河川形状の修復				
2)横断方向の河川形状の修復の検討				
水辺移行帯				
質-16	p.5 26行目	野洲川 河口部 河口部とはどこまでの範囲	寺川	(別添資料.2)
内湖、湿地帯				
質-17	p.5 31行目	○琵琶湖 調査・試験施工 どこですか	寺川	現在、家棟川河口付近でピオトープの試験施工を実施しています。その他で現在特定された箇所はなく、今後特定する場合は、管理者である滋賀県と調整します。
質-18	p.5 31行目	「内湖、湿地帯」は、基本的には滋賀県の管理域と考えられますが、国の直轄管理区域を定めて事業を行うということですか？ <理由> 国の管理区域外については計画に含まれないと考えている立場からすると不思議に感じたので。	村上	現在、家棟川河口付近でピオトープの試験施工を実施しています。その他で現在特定された箇所はなく、今後特定する場合は、管理者である滋賀県と調整します。
(3)横断方向の河川形状の修復				
質-19	p.5 37行目 p.6 11行目	5頁最下行の部分「魚類の溯上・降下に配慮した構造改善」および6頁11行目の「既設ダムにおける魚類の溯上、降下に配慮した構造改善」の具体的内容について問う。 <理由> 単に緩傾斜の中継水路を設置する発想では溯上・降下を充分果たせない上、既設ダムへ溯上させてもダムでは生息できぬ魚類に対する手当では果たせないから。 魚種によって水路に砂礫底を用意したり、日照(日陰)の調節、水流速の緩急の必要性など、また当水路への誘導性を高める工夫をどのようにするかなど、これまでのところ、決定的な定式方法は未開発で、ダムの高さ(落差)や流水の水質・水温や水路壁の水草等の繁茂具合など、また「流砂」の含有量などによって、魚類は溯上・降下する先の河川状況を予測して遊泳するので、どれだけ魚類への配慮を図りえた構造をとって頂けるか不安で、費用対効果の上がる方法(内容)を考えて頂きたいから。	倉田	既設ダムにおける魚類の溯上・降下に配慮した構造改善の方法はいくつかあるので、各方法の適用可能性について、有識者や関係者等の方々に意見を伺いながら検討を進めます。 (別添資料.3)
河川環境(水位)				
2.1.2	水位(現状の課題)			
4.2.2	水位(河川整備の方針)			

番号	項	質問	委員	回答
質-20	p.6 8行目	「堰の水位操作の見直しに際しては、生態系などの調査を実施し、問題点など実態を把握のうえ、試験運用を行いながら、モニタリング及び評価を実施する」とあるが、瀬田川洗堰についても試験運用の実施を考えておられるのかどうか、お聞きしたい。 <理由> p.6、11行目以降には「琵琶湖の水位操作について検討する」との記述はあるが、ここには「試験運用」という言葉がない。また、5章 具体の整備内容 5.2.2 水位 (2)瀬田川・瀬田川洗堰の項でも「水位操作の検討」となっていることから、上の文章には瀬田川洗堰も含まれるかどうかを知りたい。	西野	試験運用の実施を考えています。 (別添資料・4)
5.2.2 水位(具体の整備内容)				
河川環境(水量)				
2.1.3 水量(現状の課題)				
4.2.3 水量(河川整備の方針)				
5.2.3 水量(具体の整備内容)				
河川環境(水質)				
2.1.4 水質(現状の課題)				
4.2.4 水質(河川整備の方針)				
質-21	p.7 5行目	指定区間外の無数の支川の水質整備を考える場合直轄外ダムの問題も当然視野に入るのでしょうか。p.6、p.7の上記については、p.3 4.1.1 対象範囲の「計画策定上必要」との範囲内で検討する。ということになるのでしょうか。	田中 (真)	水質についてはダムも含めて流域全体での取り組みが必要であるため、流域全体での流入負荷量削減対策を、協議会を活用しながら検討します。
質-22	p.7 20行目	「なお、下水排水や汚濁流入支川を本川と分離して流す流水保全水路については、」の「流水保全水路」とは、どのような構造を持つものか、その水路での浄化装置はどのように設置するのか、について問う。 <理由> (調査・検討する事項とされているが基本的考え方を伺いたい)流下水路を海岸まで設けて海面に放水するという発想だと重大な問題だが、そのようなことはないとするなら、どのように処理し、浄化済流水として本川に戻す際に本川の水温などに影響を与えない措置を考えておられるかなどが気になるから。	倉田	流水保全水路整備事業とは、高水敷に新たな水路を設置し、淀川の主要な汚濁源となっている中下流部における支川や下水処理排水を本川に合流させることなく分離・流下させることにより、主要な排水地点と主要な取水地点の位置関係を改善し、水質回復及び多様な生物・生息環境の保全を図る事業です。 (別添資料・5)
5.2.4 水質(具体の整備内容)				
(4)河川の水質保全対策				
質-23	p.7 29行目	「1」流水保全水路整備事業については、継続して調査及び検討」について平成13年5月に淀川部会資料としていただいた、第1回淀川部会資料3で、平成13年度に「実施」を予定している事業として(p.21~23 - 部会資料 巻末)掲げられていますが、「継続して調査及び検討」とされているのは、具体的にはどのようなことでしょうか。よくわからないのでご説明いただけたら、と思います。	山本	流水保全水路整備事業を現在実施している区間は、事業進捗の間に流域下水道整備等の進捗に伴い、BOD等の有機汚濁が大幅に改善されたことにより、現在は、環境基準を満足しています。このため、現在概成している京都府内において、新たな水質問題への対応等を踏まえた調査を実施します。調査結果については委員会へ諮ります。 (別添資料・6)
質-24	p.7 30行目	「2」底質モニタリングを実施し、有害化学物質対策や底質改善対策を検討」について、文字通り、これから「検討」されるのかもしれませんが、内容として考えられていることがあればご説明いただけたらと思います(底質については、すみやかに対策が必要ではないでしょうか)。	山本	現在定期的に、pH・総水銀・カドミウム・ヒ素・鉛・銅・PCB(以上、必須項目)等をモニタリングしていますが、今後、生態系への影響も考慮した項目(溶存酸素に関連した項目、底泥の有機物の指標となる項目等)についても検討し、できるだけ早期に調査を実施します。

番号	項	質問	委員	回答
河川環境（土砂）				
2.1.5 土砂（現状の課題）				
4.2.5 土砂（河川整備の方針）				
5.2.5 土砂（具体の整備内容）				
河川環境（生態系）				
2.1.6 生態系（現状の課題）				
4.2.6 生態系（河川整備の方針）				
質-25	p.8 5行目	「生態系の現状と変化を的確に把握するため、引き続きモニタリングを実施する。」とありますが、モニタリングの項目、方法、評価法を再検討する方針ですか？	川端	各目的・整備内容の特性に応じた項目・方法・評価法で、引き続きモニタリングを実施します。 (別添資料.7)
5.2.6 生態系（具体の整備内容）				
河川環境（景観）				
2.1.7 景観（現状の課題）				
4.2.7 景観（河川整備の方針）				
質-26	p.10 7行目	「ダム貯水池法面の裸地の緑化対策に取り組む」とありますが、裸地の緑化がむしろ緑地水没後にダム湖の水質汚濁を増長することはないのですか？	川端	この対策は、洪水期の貯水位が非洪水期よりも低いため、洪水期に湖面周辺の山の斜面で裸地が発生しているダムについて実施します。 試験施工に当たっては、緑化がダム湖の水質に与える影響を調査しながら実施します。
5.2.7 景観（具体の整備内容）				
河川環境（生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工）				
2.1.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工（現状の課題）				
4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工（河川整備の方針）				
5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工				
治水・防災(p.11～21)				
質-27	p.12 各章	12頁の各章に関連して、本提言の「新たな治水の理念」をどのように評価されているのか、おたずねしたい。	尾藤	これまでの治水対策の主な問題点として提言で指摘されている「整備の進捗が被害ポテンシャルを増大させた」「自然環境に悪影響を及ぼすことがあった」「水害が頻発している地域やその危険性のある地域が残されている」の3点について、真摯に受け止め整備計画の説明資料（第1稿）にも反映させています。 具体的には、 4.2 河川環境 4.3 治水・防災 で基本的な方針を示しています。
質-28	p.11 p.18 p.21	p.11 5行目 5.3.1 洪水 広域防災施設整備対策(光ファイバー、CCTV、～) p.18 17行目 5.3.3 地震・津波(2)津波のソフト対策2) 23行目 5.3.3 地震・津波(2)津波のソフト対策4) p.21 2行目 5.3.4 維持管理等(4)河川区域の管理 5)河川管理施設の操作  継続実施ということですが、光ファイバー敷設事業の（進捗の）促進が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。また、樋門等の遠隔操作・制御化の継続実施とともに、いざというときにはマンパワーが必要であるというのが部会での委員意見でもあったように思います。 情報伝達については、ハイテクとローテク（マンパワー）の両方が補いあいながら整備していかれることと思いますが、どのような整備内容をお考えか、ご説明いただけたらと思います。	山本	淀川水系直轄区間における光ファイバーは、堤防天端や堤脚部等の管理上支障の無い箇所を選定し、その敷設をしており、現時点での整備率は概ね44%に達しています（H14年度末見込み）。 遠隔操作化を今後も継続して実施していきますが、設備等の異常発生時に確実な操作が出来る手動によるバックアップ体制を維持し安全確保を図ります。 (別添資料.8)

番号	項	質問	委員	回答
2.2	治水・防災（現状の課題）			
4.3	治水・防災（河川整備の方針）			
5.3	治水・防災（具体の整備内容）			
治水・防災(洪水)				
質-29	4.3.1 p.12 p.13 p.14 5.3.1 p.13	4.3.1 洪水 p.12 5行目、p.13 15行目 (1)破堤による被害の回避・軽減 2)被害ポテンシャル低減対策 p.14 11行目 (2)浸水被害の軽減 1)狭窄部上流の浸水被害の解消 5.3.1 洪水 p.13 8行目 (1)破堤による被害の回避・軽減 2)被害ポテンシャル低減対策  貯留機能や浸透機能の強化や流域内貯留施設の整備等が謳われていますが、莫大な経費をかけての遊水地や大規模地下放水路等の新設計画の前に、広大な面積を有する既存の水田や畑地の浸透機能や貯留機能の有効な活用と強化のために、より合理的な経費の配分を考えることができないのでしょうか。 <理由> このような膨大な経費の一部でも、他関係省庁、関係組織、そして農家等との連携的事業の立ち上げ等に回すことができれば、農業生産性の向上と生産物の消費に関する協力関係を強化しつつ、広大な農地での積極的な治水・防災機能の活用が可能となり、膨大な経費を要する遊水地や貯留施設の新設に代わって余りある貯留容量の確保も可能になってくることが考えられます。 日本人の心の風景ともなっている歴史ある美しい田園風景を次世代に引き継ぐためにも、河川管理者としての立場をより高く超えて、他関係省庁、関係機関、そして農家との相互の権利と責任を認め合う、相互理解と尊重のできる「対等的」協力関係を築くための一層の努力が必要と思われます。	畑	既存の水田や畑地の浸透機能や貯留機能の有効な活用方法については、検討します。
質-30	4.3.1 p.14 5.3.1. p.14 p.15	4.3.1 洪水 p.14 12行目 (2)浸水被害の軽減 2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減 5.3.1. 洪水 p.14 11行目 (2)河川毎の施設整備内容 1)-2 淀川(宇治川) 浸水被害の軽減 p.15 6行目 " 3) 瀬田川 浸水被害の軽減  「琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減」 瀬田川、天ヶ瀬ダム、宇治川の流下能力を上げる施策は、琵琶湖の水位を急速に下げることになり、琵琶湖の生態系に悪影響を与えられそうですが、再検討は必要ありませんか。 <理由> 提言の中で本件について記述しているため。	村上	琵琶湖の周辺で、洪水により浸水被害が生じている事態には、当然、琵琶湖の水位を速やかに低下させることが求められると考えています。 琵琶湖の周辺で浸水被害が生じていない時には、洪水期の制限水位へ低下させる方法について、検討します。
2.2.1	洪水（現状の課題）			
4.3.1	洪水（河川整備の方針）			
(1)破堤による被害の回避・軽減				
2)被害ポテンシャル低減対策				

番号	項	質問	委員	回答
質-31	p.12 8行目	「地下空間部の被害軽減対策」は、目的は判りますが、5章の該当欄に「避難路明示並びに誘導施設整備」、「収容避難所」が整備内容としてあげられているが、地下への浸水口を防御する方法は検討されないのかどうか、むずかしいのでしょうか。 <理由> 消極的対策に過ぎないかと思えて。	倉田	地上との出入り口に防水板を設置し、浸水を防御出来るようにしているところもありますが、浸水深が5mにも達するようなどころでは、抜本的な対策ではなく、出入り口を閉塞するか、構造を変更して浸水しない高さまであげるしか対策はなく、現状では避難誘導が第一であると考えています。 (別添資料.9)
3) 堤防強化対策				
応急的な堤防強化				
質-36	p.14 以降	14頁以降、「具体の整備内容」で「応急的堤防強化」という用語がたくさん出てくるが、「応急的強化」と「強化」とでは具体的にどのように異なるのか。手続き、内容等が異なるのか。	尾藤	「説明資料(第一稿)」においては、堤防の破堤による被害の回避を究極的な目標とし、堤防強化対策を最優先で取り込みますが、現在の段階で破堤を完全に回避する堤防強化対策は、ご提言にも記載のとおり、高規格堤防以外の手法では技術的な課題が残っている状況です。しかしながら堤防への強化対策は緊急を要しており、現時点では少しでも破堤しにくい堤防にするための応急的な対策を進めることが重要と考えています。そこでその対策を「説明資料(第一稿)」においては「応急的堤防強化」と称しています。なお「応急的」「本格的」などの用語が特に法律に位置付けられている訳ではありません。 予算については、現在の淀川水系における河川関係事業費の概ね20~30年分を想定しています。
質-32	p.13 25行目	「応急的な堤防強化」の「応急的」は本格的整備が法的に義務づけられているのか、本格的整備までの期間の制約はあるのか、また、施行費の制限があるのか伺いたい。 <理由> とりあえず急いで施行するというものが法規など、また予算などの枠決めがあるのか不明。	倉田	
5.3.1 洪水(具体の整備内容)				
(1)破堤による被害の回避・軽減				
1)情報伝達、避難体制の整備等				
洪水情報伝達				
質-33	p.11 33行目 p.12 5行目	「浸水実績表示」 「洪水の危険性を知らせるため、視認性などの高い手法を考慮し浸水予想水位を表示」 具体的にはどのような手法をお考えでしょうか(個人的には、ハザードマップなどの他、視察時に亀岡駅前してみた、過去の水没水位記念碑くらいしか思いうかばないのですが)。	山本	過去の痕跡水位表示の事例としては、他に別添のような事例があります。 洪水時の河川水位の状況や万一被災したときの浸水状況(モニタージュ化)など、今後誰にでも解りやすい表示方法を検討の上実施します。 (別添資料.10)
その他				
質-34	p.12 15行目	「水災に対する意識の啓発」は、どの範囲(年齢・地域など)の人・組織を対象にどのような具体的方法を検討されようとしているのか伺いたい。 <理由> 敢えて「~の啓発」と断言的記述で「検討」と文末に書かれていないので。	倉田	国土交通省では毎年5月の水防月間を始めとして、下記のような、様々な啓発活動等を実施しています。 (1)地域住民・企業や地域の有識者及びNPO等が参加する総合的な水防演習の実施 (2)水防団を含めた情報伝達演習の実施 (3)重要水防箇所の周知徹底 (4)河川管理施設等の点検・整備 (5)水防資器材の点検・整備 (6)住民への避難場所等の周知 (7)水防フェア、シンポジウム等の開催 (8)水防技術講習会等の開催 (別添資料.11)
2)被害ポテンシャル低減対策				
土地利用誘導				

番号	項	質問	委員	回答
質-35	p.13 5行目	「ライフライン施設管理者との調整や、低平地対策、建物や重要施設の耐水化のための基本事項」の「基本事項」とは具体的には、こういった事項か文中に(…、…etc.)と明示を。( )書きがないので不明なので伺いたい。 <理由> 敢えて「…の基本事項」と断言的記述で「検討」と文末にかかれていないので。	倉田	「低平地対策、建物や重要施設の耐水化のための基本事項」とは、例えば、土地の改変に係る事項や建物の耐水化のための構造や材質など基本となる事項を指します。なお、本件は被害ポテンシャル低減対策として、検討する項目の一つとしてあげています。
(2)河川毎の施設整備内容				
1)淀川				
1)-1 淀川(本川)				
質-37	p.13 21行目	「(2)河川毎の施設整備内容」について 高規格堤防化を進め、「危険性の高い箇所は応急的な堤防強化を実施」とのことですが、特に猪名川では高規格堤防化は困難と思われます。その場合、A4版の図では、表面をコーティングする応急処置をするように描かれていますが、そういうことですか？それは、河川の環境を自然な状態に近づける方針とは相反することにはなりませんか？「猪名川の堤防強化延長約38km」とは、実際どこのことでしょうか？	細川	「説明資料(第一稿)」において高規格堤防整備を実施箇所として計上しているのは淀川本川です。 高規格堤防以外の手法で考えている応急的な堤防強化工法には、その一例として堤防表面を護岸等で覆工するものもありますが、その表面に覆土をするなどし、極力自然な状態を目指したいと考えています。 現在の調査により猪名川を始め各河川で堤防強化が必要と判断される区間は、別図に示すとおりです。 (別添資料.12)
質-38	p.14 2行目	「応急的堤防強化延長 約66km」とあるが、具体的には場所によって堤高を高めたり、堤厚を拡幅したりされるのでしょうか、整備工事1km当たり費用的にはどの位の金額(～万円/km)になるのか伺いたいのですが。 <理由> 工事の程度を判断するのに金額の方がよく判るので。	倉田	応急対策は、地形や堤防等の形状・寸法、堤体・基礎地盤の土質状況、想定する外力(水位、流量、流速)、破堤形態などによりその対策内容が異なります(現在淀川本川においては、堤防緩傾斜化や法面覆工などによる対策を考えています)。淀川(本川)に示す「応急的堤防強化延長 約66km」区間については、10～40億円/km程度の費用を想定しています。なお、堤防を高くすることは被害ポテンシャルを増大させることから考えていません。 (別添資料.13)
7)-2 木津川上流				
浸水被害の軽減				
質-39	p.16 11行目	「・既往最大規模の洪水による浸水被害解消のための流域内貯留施設等について検討」とあるが、どのような貯留施設がこれまであったのか教えて頂きたい。 <理由> 貯留量がどの程度か、構造はどのようなものか、一時的か永続性のある施設か知りたい。	倉田	一般的にはダム、遊水地、ため池の嵩上げ等がありますが、木津川上流域では、支川の比自岐川に生活貯水池整備事業の滝川ダムがあるほか、治水目的以外のダムやため池があります。 生活貯水池整備事業では、山間部などの小さな河川で、水を安定して取ることができないところや、洪水の被害を受けやすいところで、治水・利水対策を目的としたダム事業を行っています。
質-40	p.16 14行目	「・名張川、宇陀川上流部の既設ダムの運用変更を検討」とあるが、具体的には、構造改良などを伴うのか、伴わず運用=用途の変更で済むのか、どのような規模までそういうことが出来るのか知りたい。 <理由> ダム問題は今後も話題になるから知っておきたいから。	倉田	まず構造改良を伴わない運用の変更から考えています。
治水・防災(高潮)				
2.2.2 高潮(現状の課題)				
4.3.2 高潮(河川整備の方針)				
5.3.2 高潮(具体の整備内容)				
治水・防災(地震・津波)				
2.2.3 地震・津波(現状の課題)				

番号	項	質問	委員	回答
4.3.3	地震・津波（河川整備の方針）			
5.3.3	地震・津波（具体の整備内容）			
治水・防災(維持管理等)				
2.2.4	維持管理等（現状の課題）			
4.3.4	維持管理等（河川整備の方針）			
5.3.4	維持管理等（具体の整備内容）			
利水(p.22)				
質-41	p.22	<p>4.4 利水 (1)水需要の確認 5.4 利水 (1)利水者の水需要の精査確認</p> <p>ワーキングで示された資料「淀川水系における水資源開発基本計画」(平成13年9月14日閣議決定、平成13年9月18日国土交通省告示第1460号)の3(7)「本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等を見直しを至急行うものとする。」を踏まえた上で、「検討」「吟味」などとされた方針、具体の整備を迅速に行う必要があるのではないのでしょうか？</p>	山本	<p>現在、淀川水系における水資源開発基本計画の見直し中と聞いており、これと並行して整備局においても、水需要について、各利水者に確認して参ります。</p>
2.3	利水（現状の課題）			
4.4	利水（河川整備の方針）			
(1)水需要の確認				
(5)湧水への対応				
質-42	p.22 20行目	<p>「湧水調整の円滑化を含め種々の施策を講ずる」とあるが「湧水調整の円滑化」はよく判らない。「種々の施策」には節水化を需要者に求めたり、雨水を住民・会社等団体が独自に貯水するよう求めるなどではないかと思うが、他の施策があるのだろうか。湧水は天与の降雨僅少化によるところが大きいので、「湧水」を調整するという表現は円滑化に結びつかない表現に思える。説明を求めたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 上述のとおり。</p>	倉田	<p>湧水調整とは、各利水者の相互の話し合いにより河川からの取水制限等の取り決めを行うものです。近年の少雨化傾向などにより湧水が頻発してきており、早い段階からの調整が必要と考えています。そのために平常時から情報提供などに努め、利水者間のバランスのとれた協議が円滑に進むことが重要と考えています。</p>
5.4	利水（具体の整備内容）			
(2)利水者間の用途間転用を行うにあたっては、小雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施				
質-43	p.22 3行目	<p>「(2)利水者間の用途転用を行うにあたっては、少雨化傾向等による現状の利水安全度評価を踏まえて行われるよう関係機関との連絡調整を実施 大阪臨海工業用水道、大阪府営工業用水道、尼崎市営工業用水道」とあるが、ここに列記された3水道の間での転用なのか、3水道がそれぞれ他の利水者への転用を言っておられるのか不鮮明で、説明を願いたい。判るような文章に願いたい。</p> <p>&lt;理由&gt; 取り急いでメモ書き程度に仮書きされたのだからよく判らないので。</p>	倉田	<p>3水道がそれぞれ他の利水者へ転用の意味です。</p>
(3)農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握、法定化の促進				

番号	項	質問	委員	回答
質-44	p.22 9行目	「(3)農業用水の慣行水利権について、水利用実態把握、法定化の促進」とあるが、「慣行水利権による利水実態」をどういう項目別に調べられるのか確かめておきたい。利用期間、利用量、作目、排水方法、水質変化の有無などは含まれるか。 <理由> 「実態把握」の目的が内容不明のため判らないから。	倉田	慣行水利権の実態把握は、使用している用水量、期間、場所、内容などを利水者の協力を得ながら把握します。それらを用い、許可水利への切替を促進します。
(5)従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整				
質-45	p.22 17行目	「従来、渇水時のみ開催していた渇水対策会議を、平常時からの水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整」とあるが、「協議できる組織」には、産業別・利用分野別のスタッフの編成をされるかどうか伺いたい。特に、漁業関係・漁場管理責任者の参加が望まれる。 <理由> 官公庁関係のスタッフによる組織では任期交替に伴う知見の積み上げに欠ける恐れを案ずるから。	倉田	組織については、今後具体的に検討します。
利用(p.23～25)				
2.4 利用(現状の課題)				
4.5 利用(河川整備の方針)				
5.5 利用(具体の整備内容)				
利用(水面)				
2.4.1 水面(現状の課題)				
4.5.1 水面(河川整備の方針)				
5.5.1 水面(具体の整備内容)				
利用(河川敷)				
2.4.2 河川敷(現状の課題)				
4.5.2 河川敷(河川整備の方針)				
5.5.2 河川敷(具体の整備内容)				
利用(舟運)				
2.4.3 舟運(現状の課題)				
4.5.3 舟運(河川整備の方針)				
5.5.3 舟運(具体の整備内容)				
ダム(p.26～27)				
2.5 ダム(現状の課題)				
4.6 ダム(河川整備の方針)				
5.6 ダム(具体の整備内容)				
4.6.1 ダム計画の方針				
質-46	p.26 15行目	・既設ダム群の再編成 どうするのか	寺川	(別添資料.14)
ダム(既設ダム)				
2.5.1 既設ダム(現状の課題)				
4.6.2 既設ダム(河川整備の方針)				

番号	項	質問	委員	回答
質-47	p.26 28行目	「・ダム放流時における下流の安全確保対策の充実を図る。」 どういう意味なのか教えて下さい。	田中 (真)	ダム放流時における安全確保対策の具体的な整備は、監視カメラの設置、情報表示板などの周知の方法などにより一層の安全確保を図っています。 (別添資料・15)
5.6.1 既設ダム(具体の整備内容)				
ダム(各ダムの整備の方針)				
4.6.3 各ダムの整備の方針				
質-48	p.27 20行目	「3)利水について、水需要を精査、確認する」とありますが、精査・確認する だけですか？精査・確認した後問題ありと判断された場合は、何を行う予定で すか？	川端	水需要については、その根拠も含め利水者に確認して参ります。
(4)丹生ダム				
質-49	p.27 18行目	「2)琵琶湖における急速な水位低下が生態系に及ぼす影響を軽減するための 容量の確保を検討する」とありますが、具体的にどのようなことを意味してい るのか教えてください。 <理由> 記述内容が理解できないため。	村上	琵琶湖の急速な水位低下が生態系に及ぼす影響としてコイ科魚類の産卵など様々な影響が考えられます。 そのため、節水による水需要の抑制や洗堰の水位操作の変更などによる水位低下抑制手法について検討を行います。 しかし、洗堰の操作のみでは水位低下の抑制が不可能であり、その対処方法の一つとして琵琶湖上流の貯水池の活用と して、丹生ダムからの補給により琵琶湖の急速な水位低下を抑制することも検討の対象とします。
質-50	p.27 18行目	丹生ダムの建設が琵琶湖に及ぼす影響についての検討が必要と思われる が、それが記述されていないのはなぜですか。 <理由> 琵琶湖部会では委員の中からその必要性が強く議論されていたため。	村上	4.6.1ダム計画の方針に記述しているとおり、丹生ダムの計画内容の見直しにあたっては琵琶湖を含む自然環境へ の影響について検討していかなければならないと考えています。
ダム(各ダムの整備内容)				
5.6.2 各ダムの整備内容				

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(第17回委員会 資料3-2)」への質問

番号	項	質問	委員	回答
質-51	p.40 スライド 78	選択取水設備についての正しい情報 水質 選択取水による効果 <質問> 選択取水設備の必要性は？ <質問提出の理由> 第17回拡大委員会資料3-2の40ページに選択取水と深層曝気の説明があ ります。そして深層曝気の説明の図を見て思ったのですが、このような装置 で深層での無酸素化が抑制できるなら、同様のもので下降管を伴わないもの をつくれれば、水温に関係した選択取水の効果を代替することが可能ではない のでしょうか？私の無知に基づく誤解で有ろうと想像するのですが、そうだ としても、そのことを確認しておきたく解答をお願いできればと思います。 これに限らず、選択取水の現実の効果(なにがどれだけ改善されるのか)と コストについては、きっちりとした情報提供をおねがいしたいと思います。	原田	選択取水設備の効果は、主に低温放流改善に効果があります。 深層ばっきで、下降管を伴わない施設でダム貯水池全域にわたって水を循環させるためには、きわめて大規模な施設が 必要であり、維持経費も大きくなることが考えられます。 なお、選択取水設備及び深層ばっき設備の効果については、改めて説明します。

番号	項	質問	委員	回答
質-52	p.7 7 スライド 152 スライド 153	用途間転用調整の基本的な考え方 <質問> 棒グラフの色分けの凡例の意味を教えてください。また、このグラフは縦軸に目盛が入っていませんが、実際の数値を基にしたものではないのですか？	村上	棒グラフの色分けは、水源別の開発水量を意味しており、縦軸の目盛については、イメージとして捉えてください。

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」について、今後の議論の参考とする意見

「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）（平成14年12月11日）」への意見

番号	項	質問	委員	回答
意-1	全体	<p>淀川水系流域委員会『提言』の指摘をどれだけ取り上げて頂いているかという視点で通覧しようとする、章別構成の組み替え・併合があり対照しにくく、未定稿という前提乍ら、「治水」・「利水」・「利用」・「ダム」などの項目毎の記述量に多い少ないや内容の精粗がかなりあると思える。改稿にはその点の修正を望みたい。</p> <p>なお、第1章は今後の記述になると思えるが、河川法改訂主旨、流水水系流域委員会設置の主旨、『提言』4-7~9に関わる「計画策定」のシステム、水系全体の特性（『提言』に該当部分）を書いて頂ければと思う。</p> <p>&lt;理由&gt; (別紙1参照)</p>	倉田	<p>今後の検討の参考にします。</p> <p>なお、「河川環境」は提言においても見出し項目としてあげておられます。</p>
意-2	全体	<p>全体を通して、「河川環境回復」・「水循環系回復」の考え方は貫かれているが、「提言」で触れている（緒言「川づくりの理念の変革」11~15行目）「川と人や生物（動植物全て）の関わり」の視点が薄弱であるように思う。「高水敷の利用」や「景観」などは取り上げられているが、河川の源泉である水源涵養林や「川と人との親しみ」に関しての配慮に欠けるきらいが感じられる。</p> <p>&lt;理由&gt; 漁業・農林業と川の関係記述に乏しく、極端に言うとも川の持つ人間の心をなごませる「川的作用」を無視されているようにも思う。</p>	倉田	今後適切な表現を検討します。
意-3	全体	<p>河川水は海面との連続性（河川水は海洋へ流下）があり、そのことにより河川は沿岸環境の重要な形成要因として働いていること、つまり沿岸海域環境への責任を担っていることの因果関係への配慮を欠いている。水温等の水質、流砂などが海の環境維持にも、生物生態系保全にもつながっていることを認識されていないのではないかと疑う。</p> <p>&lt;理由&gt; 陸上生物（人間や他の動植物）は海から河川や陸上へ進出して来た古い系譜を持ち、その名残りはウナギ・アユ等の海からの溯上にみられる（海水中の浸透圧の強さによってアユ・ウナギの卵のハッチアウト可能で稚魚が海から溯上する生態を残すといわれる）。逆にシロウオ（シラウオ）は海水の浸透圧では強すぎるため卵のハッチ・アウトが出来ず産卵期（冬期）に塩分濃度の希薄な河口から河川へ侵入して産卵して海へ帰る。しかも両域とも砂礫層を形成した場所に限られて産卵し、泥層地形では果たせないといった事例にも留意するならば、それが生物生態系保全への配慮である。</p>	倉田	<p>海との連続性については、重要性を認識しています。例えば、現在淀川大堰から放流は、通常は旧淀川（大川）に放流され、新淀川への流量は確保されていないため、新淀川河口における淡水から海水への移行が一般の河口堰を有する河川以上に不連続となっており、淀川大堰からの放流量が少ないあるいは全くない時期では、塩分の高濃度化は、夏季における低層の貧酸素化という問題が生じています。したがって、新淀川については、維持流量の諸調査の実施、及び検討を行います。</p> <p>また、河川の水温等の水質・流砂などが沿岸海域環境へ与える影響については、今後関係機関と連携して調査します。</p> <p>今後、適切な表現を検討します。</p>

番号	項	質問	委員	回答
意-4	全体	<p>部分的・例示的数値によって説明の説得力を高めようとしていることはうかがえるが、思いつきの安易な数値で、単位のとり方(長さ・広さ・量など)も同じ事象に対して不統一で比較が出来ず、例示的数値の示され方が「よい加減」な印象を受け兼ねず、気を配って欲しかった。また、ある事象が「減少している、増加している」の表現も、その程度を明示しないところも気になる、不親切・説明不足と感じさせることになっていた。</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>例えば、24頁「2-4-2(1)利用」の「淀川河川公園では、年間約520万人もの住民が利用」(第2章の本文3行目)とあるが、520万人日の誤りだろう。また、「猪名川では高水敷の65%近くが公園やグラウンドとして利用」(同本文6行目)と利用面積比率を示し、利用者人数(人日)は示さず、猪名川・淀川の高水敷面積が全く明示されていない。また、22頁「第2章2-3利水」では、「京阪神の約1,400万人の・・・を支えている」(本文2行目)というが、生活用水利用を指すのであろうが、産業(企業用)と住人生活用水用の利水量はどれだけずつなのか不明で、なおかつ、他流域からの流入人口の利水は触れられていない(流入人口推計統計はある)など…。</p>	倉田	今後の検討の参考にします。
はじめに、河川整備の基本的な考え方(p.1~2)				
はじめに				
意-5	p.1 1行目	<p>「はじめに」</p> <p>この項の最後行に追加したらどうでしょうか。</p> <p>「今後20年から30年間に実施、或いは検討する具体的施策を取りまとめるものである。<u>そのため検討会を定期的に関くものとする。</u>」(下線部を挿入)</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>随時、計画を改定していくことは良いのですが、それを検討する期間を随時ではなく定期的に開くことが重要だと思う。</p>	紀平	「計画の進捗チェック、見直しを行う組織として、淀川水系流域委員会を継続」としています。この「計画の進捗チェック」は、年1回は定期的に関催が必要と考えています。その他にも、流域委員会が必要と認めた時や、河川管理者の要請によっても随時開催が可能なものと考えています。
意-6	p.1 9行目	<p>「実施段階になった時点で、<u>実施計画内容を</u>、流域委員会や…」に修正を。(下線部挿入)</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>説明したり、意見を求める内容が何であるかハッキリしておく方がよいから。</p>	倉田	流域委員会、関係自治体、関係住民の意見を聴いてから実施の判断を行います。
3. 河川整備の基本的な考え方				

番号	項	質問	委員	回答
意-7	p.1 6~7行 目及び その上 4行	「このような特徴を有する河川は、全国に例を見ない。」として淀川の特徴が挙げられているが、長い歴史を有する世界でも有数の古都を貫流し、河川敷内を含め流域には多くの歴史的建造物を有していることについて触れられていないのは何故でしょうか？ <理由> 本章は「河川整備の基本的な考え方」を示す章ですが、この点を明記しておかなければ、河川整備に当たって、歴史ある建造物や人と自然がつくりあげてきた歴史的景観がないがしろにされかねないこと、また、それらの可能な限りの保全は本河川整備計画でも重要事項の一つであるため。 話の飛躍をお許しいただければ、京都国際会議場近くの、鴨川源流の一つ、長代川のほとりで350年以上も守り育てられてきた円通寺の美しい歴史的景観が心無い土地利用計画の下で今、正に消えていこうとする、そのような悲劇を繰り返さないためにも、上のような記述は、明確になされておくことが重要と考えております。	畑	流域内に多くの歴史建造物があることは充分認識しています。今後、適正な表現を検討します。
意-8	p.1 26行目	「これは下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動によってもたらされたものであり、・・・」とするのは少しく言い過ぎではないでしょうか？ <理由> 人工的水位変動のみによってもたらされたわけではないため。	畑	「流域の人々の生活や経済発展」は「下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動」のみによってもたらされたものではありませんが、「下流で水を利用するための琵琶湖の人工的水位変動」がなければ、少なくとも今日ほどの「流域の人々の生活や経済発展」はなかったと認識しています。
意-9	p.2 3行目	「このように水循環系に対して、変化を与えるあらゆる人間活動が、河川の治水、利水のみならず環境にまで影響を与えている。」との記載に疑問があります。 <理由> 水循環系に変化を与える行為そのものが治水であり、利水であると言えるのではないのでしょうか？そもそも環境への影響を与えない人間活動は考えにくく、記載法を考える必要があるように思います。	畑	今後、適正な表現を検討します。
意-10	p.2 18行目	「新規施設の計画の内容を見直す。特に貯水の必要性に備えて環境等に影響を与えぬダムに替わる貯水法の検討を進める。また、利水者や…」に修正を。 (下線部挿入) <理由> 「原則としてダムを建設しない」ことへの対処への検討も心掛けるべきだから。	倉田	今後の検討の参考にします。
意-11	p.2 18行目	「水需要の抑制を図る」のみでなく、再利用システムの普及や雨水利用などの環境負荷の小さい水資源開発も念頭に置くべきと思いますが、それが記述されていないのはなぜですか。 <理由> 提言に記されているため。	村上	本項では省略していますが、4.4利水(4)水需要の抑制で記載している「利水者、自治体等関係機関、住民と連携して、水需要を抑制するための具体的方策について検討する。」の具体的方策には、河川依存量の緩和に有効と考えられる再利用や雨水利用も念頭に置いています。
意-12	p.2 21行目	「環境の修復と河川域の生態系の多様性保全を図る。」に修正を。(下線部挿入) <理由> 「河川環境の修復を図る」の目的を文の中に明示する方がよいと思うから。	倉田	環境の修復に生態系の多様性保全の意味も含まれていると判断しています。

番号	項	質問	委員	回答
意-13	p.2 23行目	「『河川環境を損なう利用の是正』および『人と川の親和性を持ちうる関わり方の維持』を図る。」に修正を。(下線部挿入) <理由> 『提言』の指摘する「川と人の関わり」による「憩い」を無視して欲しくないから。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
4.1 計画策定、実施のあり方				
4.1.1 対象範囲				
4.1.2 対象期間				
4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携				
5.1 計画策定・推進				
5.1.1 計画の進捗チェック、見直しを行う組織				
5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携				
河川環境(p.4～10)				
2.1 河川環境(現状の課題)				
意-14	p.4	2章「現状の課題」で、形状の変化、水質、底質の悪化、動植物の生態系変化が言われているが、さらに人間(社会)への警鐘という視点は必要ないか。	尾藤	その視点については十分認識しているので、河川の生息・生育環境を確保するための河川環境の修復を計画に位置付けています。今後適切な表現を検討します。
4.2 河川環境(河川整備の方針)				
5.2 河川環境(具体の整備内容)				
河川環境(河川形状)				
2.1.1 河川形状(現状の課題)				
4.2.1 河川形状(河川整備の方針)				
5.2.1 河川形状(具体の整備内容)				
意-15	p.6	浜欠け、ヨシ刈りの問題が欠落	寺川	浜欠け、ヨシ刈りへの影響については、説明資料(第1稿)で触れてはいますが、ヨシの生育や浜欠けの問題は認識しています。琵琶湖の冬期間の水位については、治水、利水の観点のみならず、琵琶湖の環境や生業の観点も含めて適切に運用します。なお、浜かけの原因は、波浪による浸食作用、流入河川からの土砂供給量の減少、湖岸の構造物の設置、湖内の人為的な浚渫等が考えられます。 琵琶湖の環境については、このほかに水位の影響を受けている現象がないか、確認するための調査検討が必要です。今後、適切な表現を検討します。
4.2.2 水位(河川整備の方針)				
5.2.2 水位(具体の整備内容)				
河川環境(水量)				
2.1.3 水量(現状の課題)				
意-16	p.7 3行目	「その反面、下流河川の水位変動や攪乱は失われた。このため、シルト岩(粘土と砂礫の混同した岩石)の破碎・分解によって、砂礫はダムの中に堆積し、溶出した微細な粉末粘土(clay)のみがダムから流下してダム下流の河床の礫などの表面を覆い隠すように沈積する。ダムでの堆積をせず流砂が伴えば、礫の表面を流砂が洗磨して粉末粘土を流洗するが、それが流砂の河床流洗が行われなくなると、ダム下流域では、アユなどの魚類に適した藻の生育を妨げているなど」(下線部挿入) <理由> 水位変動や攪乱が失われると、何故藻が河床に生えないのか不明で、不親切な文章となるから。	倉田	今後適切な表現を検討しますが、下線部について十分に把握していないので、その内容についてご教示願います。

番号	項	質問	委員	回答
4.2.3 水量（河川整備の方針）				
意-17	p.6 4行目	上流域のダムほどその功罪の比重が大きいのと思われるが、「淀川大堰」の試験（A4版説明資料p.29、57）に似たやり方を直轄外ダムに適応、整備されることが必要と思われるが、いかがでしょうか。	田中 (真)	計画上也未知数な部分が多いので、まず直轄・公団ダムにおいて調査を実施します。
5.2.3 水量（具体の整備内容）				
河川環境（水質）				
2.1.4 水質（現状の課題）				
4.2.4 水質（河川整備の方針）				
意-18	p.7 6行目	「河川水質の改善のためには、ことさら流砂のみられない既設ダム下流域において著しいが、河川内での浄化対策には限界があり、流域から河川へ流入する汚濁負荷を減少させる対策を強力に進めなければならない。」（下線部挿入） <理由> ダムの設けられている河川下流域とダムのない河川の汚濁は明らかに差があり、流砂による河川浄化機能を認めた上で、それを越えるものは別途追加対策が必要と説明するべきだ。親切的な文章とすることと、「流砂」機能の一端を開示するため。	倉田	今後適切な表現を検討しますが、流砂と自浄効果の関係について十分に把握していないので、その内容についてご教示願います。
5.2.4 水質（具体の整備内容）				
河川環境（土砂）				
2.1.5 土砂（現状の課題）				
意-19	p.8 11行目	「2.1.5 礫・土砂・流砂 礫は魚類やその他水棲生物（昆虫など含む）の繁殖・定棲に欠かせぬ場所を提供し、土砂のうち河川流水中を恒常的に流下する砂（目視しうる細砂）は河床の浄化機能を持つだけでなく、魚類・水棲生物の行動誘引機能も持つため、河川生物の繁殖・棲息にとって欠かせず、生物多様性保全にとって欠かせぬ河川環境を形成するのに必要である。ダムなどの横断工作物による礫移動や流砂主砂移動の連続性の遮断が、その下流域の魚類・その他水棲生物の繁殖・棲息に大きな影響を与えるだけでなく、河川水の流入する先の海面沿岸域の海底への流砂流下の不足が海面沿岸域の魚介類の蛸集・繁殖・棲息を消滅させかねない影響を与えかねない。河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の生息環境に影響を与えているところもある。（文章修正） <理由> 礫や流砂の水棲生物への関与を見落としている。また「土砂移動の連続性」や「河床材料の変化」の表現では不明瞭・不正確で説明資料としては不親切だから。さらに河川が持つ海への責任の姿勢を明らかにしておくためにも。	倉田	土砂と流砂に分類して記述するのが適当な理由と、ダムが流砂供給の途絶・水温の不適状態によって海面沿岸域に与えている作用について、ご教示願います。 土砂のなかには礫が含まれていると考えています。
4.2.5 土砂（河川整備の方針）				

番号	項	質問	委員	回答
意-20	p.8 1行目	<p>ダムにより移動を阻害された土砂は、無差別に移動させるべきか？</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>個人的な印象ですが、川の中には細かい粒の砂や小砂利、泥は増えているが、それ以上の大型の粒のものが減っているように思います。すなわち、浮き石は埋まり、魚が産卵等で必要とする空隙がなくなり、たとえば伊勢湾周辺の川では天然記念物のネコギギ等の魚の減少をもたらしていると考えられています。</p> <p>小さい粒の土砂が増えた原因は、おそらく山の植生の変化、山や平地の開発、工事等ではないかと思えます。このことが現実だとすると、ダムでの土砂の移動の阻害は、細かい土砂に関してはかえって川の生き物にとってはプラスになっており、より大型の粒子が流れないことが問題だという可能性はないでしょうか。細かい粒子は川の中で悪さをするだけでなく、海に行けばヘドロの原因となります。だとすると、ダムにたまった土砂の人為的移動を行うときには、このことに配慮して、「小型の粒子は流さず、大型のものだけ流す」ということを行わないといけないのかもしれないと思えます。</p> <p>現実にはヘドロになったり岩のすき間を埋めたりするほどの小型の粒子は、ダムがあろうがなかろうが、大雨のときには流れるため、ダムはそれらの粒子をとどめるほどの働きはできておらず、ダムによる土砂移動の阻害には百害あって一利なしという可能性もあると想像します。このあたり、想像でしかなく、いずれであるかわかりませんが、土砂の移動を回復する際には前もって考えておくべき事項ではないかと思いました。</p>	原田	<p>土砂の移動を回復する際には、粒径を選別せずに、無差別に自然に流すことを考えています。</p> <p>大型の粒径だけを選別して流す理由について、ご教示願います。</p>
意-21	p.8 1行目	<p>「4.2.5 礫・土砂・流砂</p> <p>ダム・砂防などの横断工作物におけるよる礫・流砂を含む土砂流下移動の連続性を補完・確保するための方策を講じ、<u>河川の自浄力の向上と併せ、河川での生物多様性保全に資する河床状態の改善や復元を図るとともに、沿岸海域への流砂供給機能の回復によって沿岸海域の魚介類再生産増大への寄与および人々の関わりの深い海浜面積の維持にも寄与することを図るよう検討する。ただし、河口や周辺港湾の堆砂除去対策を別途検討の必要も生ずるであろう。</u>（下線部挿入）</p> <p>&lt;理由&gt;</p> <p>礫・流砂の機能や恩恵および土砂流下の復元によるリアクションへの問題も考えておく必要があるから。</p>	倉田	<p>土砂と流砂に分類して記述するのが適当な理由と、ダムが流砂供給の途絶・水温の不適状態によって海面沿岸域に与えている作用について、ご教示願います。</p> <p>土砂のなかには礫が含まれていると考えています。</p>
5.2.5 土砂（具体の整備内容）				
河川環境（生態系）				
2.1.6 生態系（現状の課題）				

番号	項	質問	委員	回答
意-22	p.9 7行目	「淀川大堰下流の汽水域では、渇水期に底層の溶存酸素が低下しており、魚介類の生息環境の悪化を招いている。特にダム設置される河川へは、海からの遡上魚（アユ等）の消滅があり、また河口周辺沿岸域への流砂供給の途絶や水温の不適状態などによる沿岸海面水域への海産魚介の接岸・蝸集阻害などを招いていることにも留意すべきであろう。 ダムや堰は、魚類の遡上・降下に大きく支障を与えているほかとともに、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの下流においては、洪水のあと急激に水位が低下するため、陸域が冠水する水域で産卵した魚類の斃死を招いているところもある。」(下線部挿入) <理由> 河川が海への責任も負い、特に河口近くでの産業的影響（漁獲減少）も認めて、それに対する配慮をも示すことが当該官庁の思いやりと思えるから。	倉田	土砂と流砂に分類して記述するのが適当な理由と、ダムが流砂供給の途絶・水温の不適状態によって海面沿岸域に与えている作用について、ご教示願います。 土砂のなかには礫が含まれていると考えています。
意-23	p.8 19行目	「琵琶湖における内湖や淀川の干潟、ワンドなどの湿地帯や瀬と淵の減少などの河川形状の変化、水質の悪化や水位変動・流砂の減少等様々な要因が、生物の生息環境を改変し、固有種をはじめとする在来種の減少を招いている。」(下線部挿入) <理由> 上述の通り、流砂の生物多様性保全にとっての重要性を明確に示すため。	倉田	土砂と流砂に分類して記述するのが適当な理由と、ダムが流砂供給の途絶・水温の不適状態によって海面沿岸域に与えている作用について、ご教示願います。 土砂のなかには礫が含まれていると考えています。
4.2.6 生態系（河川整備の方針）				
5.2.6 生態系（具体の整備内容）				
(2)固有種・在来種・希少種の生息・生育環境の保全及び再生				
意-24	p.9 7行目	「2)生息・繁殖・生育環境の保全及び再生の検討」(下線部挿入) <理由> 生息・生育と繁殖は多少語義が違うから。	倉田	生息・生育環境のなかに繁殖の意味が含まれていると考えています。
意-25	p.8 13行目	「(2)固有種・在来種・希少種の生息・繁殖・生育環境の保全及び再生」 「1)生息・繁殖・生育環境の保全及び再生の実施（特に流砂の復元、適水温、適水質の復元含む）」(下線部挿入) <理由> 生物の生息・生育は同義語であるが、繁殖は少し異義語だと思う。流砂と水温はこれまで軽視され勝ちであったが、生物多様性保全を河川で望む場合は重視すべきであることを広く知らしめるために。	倉田	生息・生育環境のなかに繁殖の意味が含まれていると考えています。 カッコ内については、保全及び再生の意味のなかに含まれていると考えています。
意-26	p.9 26行目	「平常時に、低水位を維持するとともに出水変動に応じた水位操作および流砂維持対策の試行」(下線部挿入) <理由> 流砂の継続は前述の通り欠かせぬから試行すべきだから。	倉田	土砂移動は、主に洪水時に行われるものであり、洪水時淀川大堰のゲートを操作することにより、下流に土砂移動が行われています。
意-27	p.9 29行目	「生物の生息・繁殖・生育環境を保全及び再生するための水位管理の検討」(下線部挿入) <理由> 生息・生育と繁殖は多少語義が違うから。	倉田	生息・生育環境のなかに繁殖の意味が含まれていると考えています。
河川環境（景観）				
2.1.7 景観（現状の課題）				
4.2.7 景観（河川整備の方針）				

番号	項	質問	委員	回答
5.2.7 景観（具体の整備内容）				
河川環境（生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工）				
2.1.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工（現状の課題）				
意-28	p.10 6行目 9行目	「2.1.8 生物の生息・繁殖・生育環境に配慮した工事の施工」 「河川工事の施工、土砂の仮置き、工事用道路の設置やそれらの工事に伴う濁水の発生などが生物の生息・繁殖・生育環境に影響を与えてる場合がある。」（下線部挿入） <理由> 生息・生育と繁殖は多少語義が違うから。	倉田	生息・生息・生育環境の中に繁殖の意味が含まれていると考えています。
4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工（河川整備の方針）				
意-29	p.10 8行目 11行目	「4.2.8 生物の生息・繁殖・生育環境に配慮した工事の施工」 「水衝部等で河岸の保持のため低水護岸を施工する場合は、生物の生息・繁殖・生育を配慮した工法を採用する。 仮締切、工事用道路等の仮設工作物及び施工機械、施工時期等については、できるだけ生物の生息・繁殖・生育環境への影響を少なくするようにする。また、工事により発生する濁水は、できるだけ生物の生息・繁殖・生育条件に影響を与えないよう排水ルート等に配慮する。」（下線部挿入） <理由> 生息・生育と繁殖は多少語義が違うから。	倉田	生息・生育環境の中に繁殖の意味が含まれていると考えています。
5.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工				
意-30	p.10 7行目	「5.2.8 生物の生息・繁殖・生育環境に配慮した工事の施工」（下線部挿入） <理由> 生息・生育と繁殖は多少語義が違うから。	倉田	生息・生育環境の中に繁殖の意味が含まれていると考えています。
意-31	p.10 12行目	「流砂の継続性を図りうる施工の検討」を追加割り込みを望む。 <理由> 河川での流砂の機能を重視（前述）して検討を図るべきだから。	倉田	河川内工事を行う場合は、流水及び流砂は遮断することなく仮排水路により流下させるため、既に流砂の継続性を図りながら工事を行っています。
意-32	p.10 21行目	「生物の生息・繁殖・生育環境に関する事前事後調査の実施」（下線部挿入） <理由> 河川での流砂の機能を重視（前述）して検討を図るべきだから。	倉田	生息・生育環境の中に繁殖の意味が含まれていると考えています。
治水・防災(p.11～21)				
2.2 治水・防災（現状の課題）				
4.3 治水・防災（河川整備の方針）				
5.3 治水・防災（具体の整備内容）				
治水・防災(洪水)				
2.2.1 洪水（現状の課題）				

番号	項	質問	委員	回答
意-33	p.10 12行目	「なお、淀川水系では、浸水想定区域を基に自治体が作成する「洪水ハザードマップ」の作成状況は、現時点(平成14年12月)では4市(…、…、…、…)のみである。」の4市はどこか、出来れば文中に( )にいれて明示するのはいけないのか。(下線部挿入) <理由> ハザードマップを作っている4市とは…。敬意を払って開示される方がよいのではないか。	倉田	寝屋川市、川西市、高槻市、枚方市です。但し、平成13年7月の水防法改正によって、今後年を追う毎に策定される自治体が増えることが予想されるため、現時点の4市だけを整備計画に記載する必要はないと考えています。
4.3.1 洪水(河川整備の方針)				
(1)破堤による被害の回避・軽減				
2)被害ポテンシャル低減対策				
下流への流量増大の抑制対策				
意-34	p.13 12行目	狭窄部の開削の検討に関しては、以前猪名川部会で触れましたように、バイパストンネルによる下流流量と連動したゲート操作により、狭窄部上流での氾濫危険を少しでも低下させる方法も検討する必要があるのではないのでしょうか? 事業費の増大問題を乗り切ることができれば、開削による課題の一つである狭窄部の景観的問題に対して有効な方法であることは既に委員会でも指摘されているところと伺っております。なお、この場合ゲート管理操作には、最新の管理技術が求められます。	畑	堤防強化の進捗を踏まえ、実施の判断を行います。 ご指摘の件については、今度、河川整備計画の策定の過程で説明します。
3)堤防強化対策				
応急的な堤防強化				
意-35	p.13 27行目	「被害の分散化」は注意すべき用語であり、従来安全であったところが、そうでなくなる、或いは安全度が低下してくることをも意味し、安易には議論できない問題であろうと考えております。	畑	「浸水被害ポテンシャル低減方策協議会(仮称)」を設立し、地元の合意を得ながら、進めることを考えています。
5.3.1 洪水(具体の整備内容)				
(1)破堤による被害の回避・軽減				
1)情報伝達、避難体制の整備等				
その他				
意-36	p.12 20行目	「・非常用資材・物資の備蓄 洪水時の堤防破堤や法面補強等への迅速な対処が可能なよう、非常用資材・物資を常に備蓄」(下線部挿入) <理由> 「物資」には食材・衣料から縄梯子・ボート・モーター・土砂など全て入る。車輛すら含まれてもおかしくない。資材を主にして「資材および関連物質」でもよいと思えるから。	倉田	水防管理団体の保有しているもの以外に、国で保有しているものについては、(別添資料・16)の通りです。 なお、表現については検討します。
(2)河川毎の施設整備内容				
1)淀川				
1)-2 淀川(宇治川)				

番号	項	質問	委員	回答
意-37	p.14 6行目	1)-2 淀川(宇治川)の項に関しては、第17回拡大委員会(H15.1.24開催)で、一般からのご意見として、宇治川の歴史的景観との関係で意見提出及び意見陳述がありました。既に淀川部会で議論されたところとは拝察されますが、小生のような他部会委員にも分かりやすい形(写真やビデオ映像等)で、問題点の説明をお願いいたします。 <理由> 指摘された事実があるのなら、よりよい工法等の可能性の検討を早急に行わなければ、宇治平等院を始めとする世界に誇るべき宇治地域の景観へ取り返しのつかないダメージを与える恐れが生じるため。	畑	現在、宇治川の塔の島地区でおこなっているのは、第2回淀川流域委員会(H13年4月)において、実施状況の説明をした護岸工事です。 (別添資料.17) 宇治川においては、その周辺を含む歴史文化的な景観価値などから、昨今の景観議論に先駆け、昭和48年10月より宇治市、商工会議所や学識経験者などから構成される「宇治橋付近景観保全対策協議会」において検討が進められ、昭和53年11月には「宇治川改修計画に対する意見書」が宇治市長から淀川工事事務所に提出されています。以降、宇治川の改修工事は、それに基づき進めてきました。その後平成12年度には委員の拡充を行い「塔の島河川整備検討委員会」として、公開の場で改めて意見を得て、環境面・景観面への配慮を十分勘案した上で計画を策定しました。それらを踏まえた工事実施について住民に説明し、現在に至っています。
治水・防災(高潮)				
2.2.2 高潮(現状の課題)				
4.3.2 高潮(河川整備の方針)				
5.3.2 高潮(具体の整備内容)				
治水・防災(地震・津波)				
2.2.3 地震・津波(現状の課題)				
4.3.3 地震・津波(河川整備の方針)				
5.3.3 地震・津波(具体の整備内容)				
治水・防災(維持管理等)				
2.2.4 維持管理等(現状の課題)				
4.3.4 維持管理等(河川整備の方針)				
5.3.4 維持管理等(具体の整備内容)				
利水(p.22)				
2.3 利水(現状の課題)				
意-38	p.22 3行目	「淀川水系の水は、淀川流域以外の地域も含めて、滋賀県と京阪神の定住人口約1400万人と非定住流入人口を加えると約1,450万人の暮らし生活行動と経済を支えている。」に修正を望む。(下線部挿入) <理由> 矢野恒太郎記念会『データで見る県勢』第11版148頁によると、定住人口は約1,400万人だが「昼間人口-常住人口=流入超過人口」は55.3万人(京都1.5万人、大阪53.8万人 2000年値)だから。	倉田	別表のとおり、流域内市町村人口の合計約1,170万人に対して、水源を淀川に依存する市町村人口の合計は約1,670人、給水人口で見ても約1,640万人です。 それに対し、水源を淀川に依存する市町村の昼間人口の合計は約1,690万人であり、昼間と夜間の差はそれほどありません。 なお、説明資料(第1稿)で記述している滋賀県と京阪神の約1,400万人は、水源を琵琶湖に依存する市町村人口を計上したもので、「淀川水系の水は」という主語に対しては誤りがありました。 人口については、支川分(桂川、木津川等)が抜けていましたので、流域全体として約1,600万人(給水人口約1,640万人の百万人単位四捨五入)に修正します。 (別添資料.18)
意-39	p.22 7行目	「歴史を振り返ると、京阪神地域は、戦後復興における産業発展のため多量の水資源を必要としたため、地下水に依存した結果、数メートルもの地盤沈下が生じ、地下水利用の制限が話題になる程まで、低い沖積平野をさらに低くし、…」(下線部挿入)に修正してはどうか。 <理由> 地下水利用が目一杯になっている程度をハッキリ言う方がよいのでは。	倉田	ご指摘の趣旨は認識しています。

番号	項	質問	委員	回答
意-40	p.22 30行目	<p>住民生活用水量（需要実数）と産業的直接利用水量（需要実数）および非産業労務利用（官公庁などでの生活用水）量（需要実数）を最近年の値を追加文章化願いたいのだが。</p> <p>&lt;理由&gt; 東京圏や政策都市の水需要を産業利用・生活利用量別に比較できるようにしたい。淀川水系降雨量、「淀川下流都市用水への供給量」が(A4)カラー資料にあるが、需要量がハッキリしないから。</p>	倉田	<p>家庭用、工場用等の分類による水需要の資料（自治体別）は、提供可能です。（別添資料．19）</p>
4.4 利水（河川整備の方針）				
(1)水需要の確認				
意-41	p.22 3行目	<p>「今後の生活用・産業用等の水需要量を利水者別に確認し、併せて非消費的利用も含めて厳正に吟味・検討する。」に修正を希望する。（下線部挿入）</p> <p>&lt;理由&gt; 水需要量を生活用水と産業用水および消防や観賞（池等）用水も含めて分類して考えて欲しいから。</p>	倉田	<p>水需要については、その根拠も含め利水者に確認して参ります。</p>
(3)既存水資源開発施設の再編と運用の見直し				
意-42	p.22 13行目	<p>「取水実態や治水上の必要性、河川環境への影響、近年の小雨化傾向と河川別流量・水質等を踏まえて、既存水資源開発施設の再編と運用の見直しを行い、水資源の有効活用を図る。」に修正を希望する（下線部挿入）</p> <p>&lt;理由&gt; 河川によって、流量や水質に（降雨の局所性などにもよる）よって配送水量や配水先を調整しなければと思うから。</p>	倉田	<p>河川環境への影響、近年の小雨化傾向において、ご指摘の趣旨も踏まえて検討します。</p>
5.4 利水（具体の整備内容）				
(1)利水者の水需要の精査確認				
意-43	p.22 2行目	<p>「(1)利水者の生活用水・産業用水・公共用水別等の水需要量の精査確認実施」に修正希望（下線部挿入）</p> <p>&lt;理由&gt; 文の表現が不親切で、文末の「確認」は管理局内でのことで、不適切表現と思う。</p>	倉田	<p>水需要については、その根拠も含め利水者に確認して参ります。「確認」は利水者に対するものです。</p>
利用(p.23～25)				
意-44	p.23 p.24 p.25	<p>利用において、産業的な利用としての舟運の復活対策も重要であるが、淀川水系の内水面漁業（遊漁を含む）の復興対策も重要と認識するが、その記述がないのは何故なのか。</p> <p>&lt;理由&gt; 漁業における提言として、持続的に漁業や遊漁を営むということは、生態系および水温、水質、湖棚、河床、河川の連続性など、河川環境が健全な状態にあってはじめて可能になるということで、舟運の復活と並んでその対策は重要な課題であると認識する。</p>	渡辺	<p>河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。</p> <p>なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。</p>
意-45	p.23	<p>漁業と釣りも入れるべき。</p>	寺川	<p>河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。</p> <p>なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。</p>
2.4 利用（現状の課題）				

番号	項	質問	委員	回答
4.5	利用（河川整備の方針）			
5.5	利用（具体の整備内容）			
利用(水面)				
2.4.1 水面（現状の課題）				
意-46	p.23 2行目	「2.4.1 水面・水域」(下線部挿入)	倉田	今後の検討の参考にします。
意-47	p.23 3行目	「2.4.1 水面 管轄水系内ではほぼ全域に亘り利用されているのは遊漁であり、その遊漁者総数約9万人、年間延利用は約350～400万人/日と見られ、遊漁対象魚種の計画増殖と漁場管理を約3,000人強の漁業協同組合員が漁業法に定める内水面漁場管理委員会規定に従って、監視人配置の下で整然と継続管理されているが、河川の漁場としての条件（流砂欠乏や水温・水質不適など）悪化が進み改善が望まれている。主要河川毎に課題を拾うと、以下の通りである。」(文頭に挿入) <理由> 河川で普遍的に利用されている漁業・遊漁を抜いてはいけない上、課題もあるから。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
意-48	p.23 5行目	「淀川は古来より舟運が盛んで、大阪と京都を結ぶ文化の路として利用されてきた。明示初期に舟運のための航路の整備と維持を目的として設置された水制群の名残がワンドであり、淀川独特と河川環境を形成している。」とあるが「水制群」は一般には判らない表現であるから「構造」あるいは「形状構造」とすることが望ましいのでは。 <理由> 上述の通り、判り易い表現に直した方がよいから。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
意-49	p.23 10行目	「近年では、レジャー産業の普及から水上オートバイ、プレジャーボート等の利用が増え水面利用の多様化が進み、騒音・水質汚濁だけでなく利用者間の接触事故も起きている。水上オートバイの利用に関しては・・・、」10行目と11行目は改行せず、続ける修正を望む。 <理由> 淀川本川の説明の続きだから。河川毎に説明し、淀川本川の分は区切らずにおくため。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
意-50	p.23 14行目	「・・・暫定的利用箇所としている。現在では、利用期間、利用時間、利用範囲・・・」14行目と15行目を改行せず続ける修正を望む。 <理由> 水上オートバイに関する記述の継続を途中で切らないため。淀川本川の分は区切らぬため。	倉田	今後、適切な表現を検討します。

番号	項	質問	委員	回答
意-51	p.23 18行目	「・・・水質調査の結果では、ベンゼン、トルエン、キシレン、MTBEが検出され新たな問題となっている。 猪名川では <u>漁業・遊漁</u> 以外には、水面利用は殆ど見られないが・・・」(途中で改行、下線部挿入) <理由> 河川毎に改行した方が読み易い。漁業・遊漁は猪名川で琵琶湖からアユ種苗を初移植で知る人ぞ知るの川。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
意-52	p.23 21行目	「宇治川、桂川では、 <u>漁業・遊漁利用</u> 以外には、遊覧船での水面利用が見られる。」(下線部挿入) <理由> 遊覧船より漁業・遊漁の方が広に知られるから。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
意-53	22行目	「瀬田川では、 <u>漁業・遊漁</u> のほか、遊覧船や漁船の利用の他・・・」(下線部挿入) <理由> 遊覧船より漁業・遊漁の方が広に知られるから。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
意-54	p.23 24行目	「・・・特に瀬田川洗堰上流では、学生等によるボート競技が盛んである。また、 <u>り、</u> 棧橋や係留施設」23行目と24行目を改行せずに続ける。(一部、文をつなげるよう改める) <理由> 瀬田川についての文で、内容が連続性を持っているから。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
意-55	p.23 27行目	「木津川では <u>漁業・遊漁</u> 以外には目立った利用はないが、上流部の複数のダムにより、ダム下流域でもアユ等の魚類遡上条件の悪化などの課題が顕著である。ただ、コイなどの繁殖の著しい高山ダム、青蓮寺ダム等で、主に釣り船等の水面利用が見られる。」(下線部挿入、29行目をつなげる) <理由> 「木津川」水系名称を入れて、他の河川名毎の記述に倣い、高山ダムなどの話題を一連の文にする方がよい。琵琶湖流入河川の話がその間に割り込むのは避けた方がよいから。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
意-56	p.23 27行目	「琵琶湖流入河川では、 <u>総じて河床が浅く、河川流量も少なく、漁業・遊漁</u> には好都合であるが、全国生産量の90%を占める安曇川下流域の冬期の竹材扇骨の洗淨以外の水面利用はあまり見られない。 <理由> 漁業・遊漁利用と、安曇川での扇骨生産上の利用を追加するため。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
4.5.1 水面(河川整備の方針)				
意-57	p.23 6行目	「水面利用協議会等の組織を活用して船舶等が守るべき通航方法及び適用区域を指定し規制することで、 <u>漁業・遊漁</u> 同様の秩序維持のため水面利用の適正化を図る。」(下線部挿入) <理由> 水上オートバイ・プレジャーボートにだけ規制を設けるのではなく、漁業・遊漁利用には既に規制が設けられていることを知らしめるため。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。

番号	項	質問	委員	回答
意-58	p.23 13行目	「河川・湖沼の普遍的利用である遊漁の健全な維持に寄与しうる河川環境改善を図りうる河川整備を目指す。琵琶湖では湖岸部砂底形成などの漁業存続に寄与しうる河川整備を図る。」4.5.1 水面の文末に追加 <理由> 漁業・遊漁に対する配慮を無視しないため。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
5.5.1 水面（具体の整備内容）				
(1)水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の利用ルールの策定及び規制の実施、検討				
意-59	p.23 3行目	「(1)水面の利用に関しては、漁業・遊漁の規制と監視人配置による秩序維持に倣って、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して…」(下線部挿入) <理由> 漁業・遊漁では既に規制する秩序維持が図られているのだから他の水面利用にも援用してしかるべきだと訴えるため。	倉田	今後の検討の参考にします。
意-60	p.23 27行目	「(4)河川・湖沼の普遍的利用である遊漁の存続に資する河川条件(流砂・底質・水草・藻・水温・水質など)の整備は、同時に生物多様性の保全のためにもなり、十分に検討。」5.5.1の文末に追加 <理由> 水面利用上、遊漁を無視するのは批判されるだろうから条件(漁場など)整備を検討される方がよいから。	倉田	河川管理者としては、環境の保全、修復を通して良好な生態系が保全されることにより結果として、漁業の振興につながるものと考えています。 なお、この考えを示すため「漁業」の一項目を置くことを検討します。
利用(河川敷)				
2.4.2 河川敷（現状の課題）				
(1)利用				
意-61	p.24 3行目	・淀川河川敷公園の広さは何㎡あるのか。 ・グラウンドなどの施設整備というが「仮設グラウンド」でないのか。つまり「一時的利用承認」では。  ・年間約520万人の利用というのは間違いで、約520万「人日」でないのか。公的資料からの数か。 ・猪名川の高水敷の65%が公園やグラウンドとして利用というが何㎡あるのか。 ・野洲川の河川公園は何㎡あるのか。 ・直轄河川内の高水敷の総面積は約何㎡で、公的利用を認めているのは何㎡(何%)になるか。 ・河川内の人々の利用域(グラウンドなど)を認める法律上の規定はあるのか。 ・都市計画などの中での行政的措置はどのようになっているのか。 ・「河川本来の特性を活かした利用形態」とはどういうことか。水辺または水流を利用する形態か。 ・「利用形態への見直しが求められている」とは「要望を受けている」のとは違うようだが、遵法を言っているのか、誰が求めているのか。何のためにかがよく判らない。	倉田	・(別添資料.20) ・現在許可しているグラウンド等の占有物件については、恒久施設として申請され、許可したものであり、堤内地の同様施設にあるような設備(シャワー室・観覧スタンド・更衣室・医務室等)がないのは、占有許可準則等に基づき判断した結果、治水上支障となることから認めていないからです。  ・平成13年度1年間に国営淀川河川公園を利用した延べ人数で、淀川工事事務所の公表です。  ・(別添資料.20) ・(別添資料.20) ・(別添資料.20)  ・グラウンド等の設置には河川法上の許可が必要です。 ・国営淀川河川公園は、都市計画上都市公園として指定されています。 ・川でなければできない利用、川に活かされた利用と認識しています。  ・流域委員会の提言にある見直しと認識しています。

番号	項	質問	委員	回答
		<p>&lt;理由と要望&gt;</p> <p>上記の質問に回答できるように、あるいは上記の質問(疑問)が生じないように「2.4.2 河川敷(1)利用」の本文を全面的に修正して書き直しを求めたい。「治水・防災」の章に較べて余りにも手抜きの記事のように思えてならない。高水敷利用の持つ課題は何なのかを明解に提示されるよう要望する。</p> <p>&lt;上記の質問内容が判明しないまま乍ら、改稿のポイントを列記するならば次の通りである。&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文頭の「広範囲にわたって造成された高水敷」は利用のための造成ではない(?)ことを判るように。</li> <li>・基本的には河川敷はどのように(目的)機能させるものであるが、利用要請によってどのような条件によって認可されているか(要望があるのに認可しないか)が判るように。</li> <li>・「グラウンド施設整備」は表現に留意し、「簡易施設を伴う仮設グラウンド(?)」でないのか。本格的なもの(シャワー室・観覧スタンド・更衣室・医務 etc. あり)とは思えないが。</li> <li>・「年間約 520 万人もの」は「一説には年間約 520 万人日もの住民が利用」とするか、365 日で割り算して「平均的には 14,000 人/日強もの利用があるといわれる」(住民か組織人が判らぬ)と言い切るかだろう。(データの出所不明も気になる)</li> <li>・「市民に憩いの場を提供」は不要ではないか。河川堤や他処での散策も「憩い」提供しているが、特にそのように記述していない。競技が全て憩いと言えない。</li> <li>・「地域に密着した」河川公園とは形容の中身がよく判らん。簡易公園であるうが。</li> <li>・「(1)利用」の文末「一方、これらの人工的施設整備」「しかし、これら高水敷の簡易施設を設けることは・・・河川水の流量変動に支障を来す障害となるだけでなく、一旦大出水があれば人命を危険にさらす可能性もあり」といった表現でよいのではないか。</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般的に高水敷といわれている 3 号地は、河川法第 6 条第 1 項第 3 号の規定に基づき「堤外の土地のうち 1 号地と一体となって管理を行う必要があるもの」として河川管理者が指定したものであり、河川事業の一環として実施されたものです。したがって、ご指摘のとおり利用のための造成ではありませんが、上記趣旨をふまえた表現であり、原文のとおりにします。</li> <li>・河川敷の占用許可にあたっては、「河川敷地占用許可準則」に基づき判断し処分していることです。同準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう占用許可にあたっての基準を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することが目的です。</li> <li>・現在許可しているグラウンド等の占用物件については、恒久施設として申請され、許可したものであり、堤内地の同様施設にあるような設備(シャワー室・観覧スタンド・更衣室・医務室等)がないのは、占用許可準則等に基づき判断した結果、治水上支障となることから認めていないからです。</li> <li>・平成 13 年度 1 年間に国営淀川河川公園を利用した延べ人数で、淀川工事事務所の公表です。</li> <li>・ご指摘のとおり河川敷地は、公園のみならず河川堤防や他処での散策にも憩いの場として利用していただいています。</li> <li>・当該地域の住民が頻繁に利用する公園という意味です。</li> <li>・要望されている点については、許可の時点ですでに占用許可準則等に基づき判断されているところですが、生態系を縦断的に分断している課題についても検討していく旨を、表現したものです。</li> </ul>
(2)違法行為の存在				
意-62	p.24 20 行目	「堤外民有地での耕作や占用許可を受けた耕作など様々な耕作地が錯綜する中、違法な耕作も行われている。」とあるが、その面積はどの程度なのか。河川によって多少があるとすれば、それぞれ明示して頂いてもよいのでは。もう少し実情が判るように記述されてもよいと思うが。	倉田	(別添資料. 21)
意-63	p.24 18 行目	以前は河川敷の特定の場所に家具・自転車・テレビ・冷蔵庫の廃品を山積みしている河川があったが、(2)に含まれる(違法)なのか(4)に含まれる(迷惑)なのか、今は大型ゴミ回収が行われて皆無となったのか。	倉田	違法に含まれます。特定家庭用機器再商品化法(リサイクル法)が平成 13 年 4 月施行されましたが、河川への家電 4 品目の投棄も増えているのが現状です。

番号	項	質問	委員	回答
(3)ホームレスの増加				
意-64	p.24 23行目	「近年、淀川下流区間などにおいて、ホームレスの <u>人達の仮設住居の増加が見られ、人命(権?)</u> 尊重や河川景観保全上、問題となる。」(下線部挿入) <理由> ホームレスの人達が散策することは問題ない筈で、仮設にしる住居設置が問題なので。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
4.5.2 河川敷(河川整備の方針)				
(1)利用				
意-65	p.24 3行目	「河川敷は河川特有の <u>遊水・流水保全(?)</u> 空間であり、周辺環境・地域性を考慮し、…」に修正してはどうか(下線部挿入) <理由> 「特有の」だけでは目的となる機能が判らぬから。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
意-66	p.24 9行目	「…河川敷の利用については <u>河川法(?)</u> に従い個々の案件毎に、学識経験者、沿川自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断することとする」(下線部挿入) <理由> 「自治体等関係機関や地域住民等の意見を聴き、判断」は、どういう根拠によって行うのか言う必要があると思うから。	倉田	各種法令に基づき最終的には河川管理者が判断します。
意-67	p.24 18行目	「迷惑行為の防止に向けた啓発活動を図る <u>ほか、頻度過多の場合は監視人配置等も検討する。</u> 」(下線部挿入) <理由> 遊漁関係では、監視人配置も行われているのに倣ってはどうか。	倉田	河川愛護の精神や秩序ある利用の啓発に、看板の設置、チラシの配布、通常巡視時における注意・指導等行っています。今後さらに河川レンジャーの活用も考えます。
5.5.2 河川敷(具体の整備内容)				
(1)河川敷地占用許可施設				
2)遊休施設等の対策				
意-68	p.24 22行目	「また、河川管理施設等構造令の基準に適合していない施設については <u>占用者と協議し改善</u> 」とあるが、「違法行為」の対象となる「耕作地・農園」はこの「令」に抵触するのかどうか、ホームレスの人々や仮設住居はどうか。 <理由> 2章の「現状の課題」の中の記述では法規上の抵触の有無は述べてないので…。	倉田	河川管理施設等構造令は、河川内で施設等を設置するときの構造についての基準です。耕作地、農園は、河川法第27条の行為制限に係わるものですが、河川法施行規則第15条の4にて河川管理施設の敷地から10メートル以上離れた土地での耕耘は違法ではありません。ただし、国の敷地で行った場合は、不法占用となります。長期間一定の場所に定住する行為や仮設(すぐに移動可能)でないような工作物を設置する行為が河川法に抵触します。
(2)違法行為の対策				
意-69	p.24 25行	違法行為、迷惑行為に対して、罰則も検討すべきではないですか?	細川	違法行為は罰則の適用があります。河川法では、迷惑行為には罰則規定はありませんが、沿川自治体による条例制定を含め沿川住民、河川利用者、沿川自治体とも対応を検討します。
利用(舟運)				
2.4.3 舟運(現状の課題)				
意-70	p.25 9行目	「また、平成7年1月の阪神・淡路大震災を踏まえ緊急時の物資輸送として舟運が見直され、広域的な利用 <u>復活</u> が期待されている。」(下線部挿入)としてはどうか。 <理由> 昔あったことを強調する方がよいのでは…。	倉田	今後、適切な表現を検討します。

番号	項	質問	委員	回答
4.5.3	舟運	(河川整備の方針)		
5.5.3	舟運	(具体の整備内容)		
ダム(p.26~27)				
2.5	ダム	(現状の課題)		
4.6	ダム	(河川整備の方針)		
5.6	ダム	(具体の整備内容)		
4.6.1	ダム計画	の方針		
意-71	p.26 8行目	「妥当と判断される場合に実施する。」とありますが、判断基準は何ですか？	川端	流域委員会、地元自治体、住民等さまざまなご意見を聞きながら、提言の「4-6ダムのあり方」に記載されているような事項や住民の社会的合意が得られているかどうかを踏まえて判断します。
意-72	p.26 8行目	「他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に地下ダム等の代替案をも検討した上で、妥当と判断される方式で、やむを得ない場合に限り実施する。」(下線部挿入)に修正を求め。 <理由> 『提言』の重要な指摘であるから、意を尽くして言う方がよいから。	倉田	ダム計画を検討する場合には、さまざまな代替案について検討します。
意-73	p.26 15行目	「・既存設ダム群の再編成・改修」(下線部挿入、修正)に修正を求め。 <理由> 29行目で「既設」となっているので「既存」を「既設」に統一する。言葉の統一と、改修は伴うだろうから明示した方がよいから。	倉田	既設に統一します。改修の可能性も含めて、再編成と考えています。
ダム(既設ダム)				
2.5.1	既設ダム	(現状の課題)		
意-74	p.26 2行目	この項目の中に、水質汚濁、堆砂の問題が抜けている。	寺川	水質汚濁については、「木津川の上流域など」では都市化が進み、・・・影響が問題となっている。」で表現しています。堆砂については、「ダムなどの横断工作物による土砂移動の連続性の遮断が・・・の生息環境に影響を与えているところもある。」で表現しています。
意-75	p.26 12行目	「・・・自然のリズムにあった川本来の水位変動や攪乱が減少する場合も見受けられ、河川の生態系を著しく改変している。」(下線部挿入)に修正を望む。 <理由> 「改変」の程度が軽微でなく、その程度を明示するため。	倉田	4.6.1ダム計画の方針に記述しているとおり、自然環境の影響については他の河川事業にもまして、より慎重に検討します。
意-76	p.26 13行目	「上流域の都市化によるダム湖の富栄養化と流入河川の汚濁が問題」であることを指摘されていますが、これに対する河川整備の方針および具体的整備内容が示されていません。どのような方針、内容を考えられているのですか？	川端	4.2.4水質の整備方針に記述しているとおり、流域全体での流入負荷量削減対策及び水質保全対策について検討します。 その具体的内容は、5.2.4に示すとおりです。
意-77	p.26 16行目	「ダムなどの横断工作物による土砂移動流砂の連続性の遮断が、下流河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の生息環境に影響を与えているところもある。」(下線部挿入、修正) <理由> 川床砂礫表面の洗浄作用(機能)と水棲生物の誘導作用(機能)を持つ微細な恒常的な「流砂」を明示するべきで、「土砂移動」は随時・間断的なものを含めた表現で正確な表現とは言えないから。	倉田	礫・土砂・流砂に分類して記述しなければならない理由と、ダムが流砂供給の途絶・水温の不適状態によって河口周辺沿岸域に与えている作用の現状について、ご教示願います。

番号	項	質問	委員	回答
意-78	p.26 18行目	「ダムなどの横断工作物による土砂移動の連続性の遮断が、下流河川の一部区間で河床材料の変化を招き水生生物の生息環境に影響を与えているところもある。浜欠けの原因の一つにもなっている。」(下線部を挿入)	寺川	浜欠け、ヨシ刈りへの影響については、説明資料(第1稿)で触れてはいますが、ヨシの生育や浜欠けの問題は認識しています。琵琶湖の冬期間の水位については、治水、利水の観点のみならず、琵琶湖の環境や生業の観点も含めて適切に運用します。なお、浜欠けの原因は、波浪による浸食作用、流入河川からの土砂供給量の減少、湖岸の構造物の設置、湖内の人為的な浚渫等が考えられます。今後適切な表現を検討します。
意-79	p.26 22行目	「ダムの建設は水没を伴わざるを得ず、 <u>生物の棲息環境を激変させるだけでなく移転を余儀なくされる住民をはじめとして、ダムが建設される地域への社会的影響も大きい。</u> 」(下線部挿入)に修正を望む。 <理由> 生物多様性保全にとってのダメージも明記すべきだから。	倉田	4.6.1ダム計画の方針に記述しているとおり、自然環境の影響については他の河川事業にもまして、より慎重に検討します。
意-80	p.26 25行目	「 <u>ダム放流警報時に避難しない河川利用者がいる等の随時的ではあるが人命に関わる危険な問題もある。</u> 」(下線部挿入)に修正を。 <理由> 問題の発生頻度と問題の重要性を明示した方がよいから。	倉田	今後、適切な表現を検討します。
4.6.2 既設ダム(河川整備の方針)				
意-81	p.26	「撤去も含め検討する。」がない	寺川	淀川水系に設置されているダムは、各々その治水、利水等の必要性並びに機能があります。自然環境に関する実態については、今後各々のダムについて説明します。
意-82	p.26 23行目	「・ <u>主砂移動流砂の連続性を確保するための方策を講じ、河床の改善や復元を図るよう検討する。</u> 」に修正を求む。 <理由> 「土砂」には粘土質から荒砂、細砂まで含むので意を尽くせないから。	倉田	礫・土砂・流砂に分類して記述しなければならない理由と、ダムが流砂供給の途絶・水温の不適状態によって河口周辺沿岸域に与えている作用の現状について、ご教示願います。
意-83	p.26 25行目	「・ <u>ダムの放流水の水温がダム上流水と不連続となることについては、下流への影響を勘案して改善対策を実施する。</u> 」に修正を。 <理由> 文意を尽くすため。	倉田	冷水の放流が大きな問題であると認識しており、下流への影響を勘案した対策の実施を記述しています。
意-84	p.26 29行目	「 <u>既設ダムの容量の再編成および改修を行い、既設ダムの治水機能の増大を検討する。</u> 」に修正を求む。(下線部挿入、修正) <理由> 文章を鮮明にするため。	倉田	適切な表現を検討します。
5.6.1 既設ダム(具体の整備内容)				
意-85	p.26 7行目	(3) <u>老朽化施設の補修を実施</u> (理由) 老朽化施設は撤去も視野に入れる。	寺川	老朽化施設とはゲート・管理棟等を示しています。 なお、ダムのコンクリート本体が老朽化した施設はありません。 (別添資料.22)
ダム(各ダムの整備の方針)				
4.6.3 各ダムの整備の方針				
意-86	p.27 2行目	「 <u>ダム計画の方針に基づき、ダム中への堆積土砂の削減化と、ダム上・下流水の流砂・水温の不連続性を可及的に防除することを前提に、各ダム毎に以下の事項を踏まえて計画の内容を見直す。</u> 」(下線部挿入) <理由> p.26の「4.6.1ダム計画の方針」の文中には書かれていない上記の「挿入部分」を明記しておくべきだと考えた。(1)~(5)の個別ダムの見直し内容には記述されていないから。	倉田	4.6.1の自然環境への影響を検討する上で参考にします。

番号	項	質問	委員	回答
意-87	p.27	「(1)大戸川ダム、(2)天ヶ瀬ダム再開発、(3)川上ダム、(4)丹生ダム、(5)余野川ダム」 過去の計画段階では、各項について考察されなかったのでしょうか。	田中 (真)	過去にも、洪水調節や利水等の必要性について考察は実施しています。今回は、提言を踏まえた視点から計画の見直しを行います。
(4)丹生ダム				
意-88	P27 18行目	2)の項目で丹生ダムが琵琶湖の水位に与える影響(水容量の確保)について検討するとあるが、その場合、検討は水容量だけでは不十分で、下流の琵琶湖の水質や水温に与える影響も検討する必要があると思います。特に平成4年以降、水位操作規則が変更されてからの琵琶湖の低水位は生物活性の高い夏期に生じており、しかも流入負荷が減少することに伴い透明度が一時的に大きくなる現象が何度かみられていることから、水質への影響は是非検討する必要があると思います。	西野	丹生ダムの計画内容の見直しにあたっては琵琶湖の水質への影響について検討していかなければならないと考えています。
意-89	p.27 21行目	「4)ダム周辺の生態系は貴重な生物の宝庫とされるためその影響について特に十分に精査し、第三者判断を求める。」を追加することを求める。 <理由> 国内でも有数の貴重生物(植生含む)の宝庫といわれる地域の開発には極めて慎重な態度で臨むべきだから。	倉田	4.6.1ダム計画の方針に記述しているとおり、自然環境への影響については、その軽減策も含めて他の河川事業にもまして、より慎重に検討していかなければならないと考えています。
ダム(各ダムの整備内容)				
5.6.2 各ダムの整備内容				
意-90	p.27 1行目	「(7)主砂移動流砂・水温の連続性確保」(下線部挿入、修正) <質問提出の理由> p.26、4章4.6.2の中の「流砂」および「水温」の記述との整合性をもたせるため	倉田	(6)ダム湖の水質保全対策のうち選択取水施設については、放流水の水温を改善するためのものであり、水質のなかに水温は含まれています。 れき、土砂、流砂に分類される理由についてご教示願います。

(別紙 1)

< 質問提出の理由 >

『提言』		関連性	計画策定説明(未定稿)		備考
1.特性	8頁		はじめに	1頁	4-1~5 に対応...詳細 でよい。  「河川環境」見出し 『策定』のみ好着目。 詳細 粗 粗 粗
2.現状と課題	9頁		1章( )	?	
3.整備の理念	7頁		2章 現状の課題	18頁	
4.新たな整備のあり方			3章 基本的考え方	2頁	
4-1 基本事項	3頁		4章 計画策定・方針		
4-2 計画のあり方	6頁		4-1 あり方	1頁	
4-3 治水計画のあり方	3頁		4-2 河川環境	6頁	
4-4 利水計画のあり方	2頁		4-3 治水・防災		
4-5 利用計画のあり方	3頁		4-4 利水	9頁	
4-6 ダムのあり方	1頁		4-5 利用	1頁	
4-7 団体・組織・行政との連携	1頁		4-6 ダム	2頁	
4-8 住民参加のあり方	3頁			2頁	
4-9 住民と管理者の関係構築	4頁				
			2章 具体的整備内容		
		5-1 あり方	1頁	極めて詳細 粗 粗	
		5-2 河川環境	6頁		
		5-3 治水・防災	11頁		
		5-4 利水	1頁		
		5-5 利用	3頁		
		5-6 ダム	2頁		

(上表は数行記述でも1頁としてカウントする)